

イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

(1) イベントの開催制限の目安等

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント)	100%以内	収容定員まで
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	100%以内	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方

※ 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

① 「感染防止安全計画」の策定

- 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けるよう要請する。
(屋外イベントについては、「花火大会・祭りなど屋外イベントに求める感染対策の基本的考え方 (R5.1.27)」を参照)

② その他(安全計画を策定しないイベント)

- 県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する。

(2) 感染対策の徹底

- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「適切なマスク着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることを要請する。
- 収容定員が設定されていない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保することを要請する。